

名古屋市子ども適応相談センター条例の一部改正について

名古屋市子ども適応相談センターの名称を変更する等のため、名古屋市子ども適応相談センター条例（昭和63年名古屋市条例第57号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和6年2月9日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

記

1 改正理由・内容

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）の趣旨に鑑み、名古屋市子ども適応相談センターの名称を「名古屋市教育支援センター」に変更し、また、設置目的を不登校児童・生徒の社会的自立に資するための支援を行うこととします。

2 施行期日

令和6年4月1日

3 条例案・新旧対照

別紙のとおり

（令和6年2月9日提出 総務部総務課）



令和6年第 号議案

名古屋市子ども適応相談センター条例の一部改正について

名古屋市子ども適応相談センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市子ども適応相談センター条例の一部を改正する条例

名古屋市子ども適応相談センター条例（昭和63年名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市教育支援センター条例

第1条中「名古屋市子ども適応相談センター」を「名古屋市教育支援センター」に改める。

第2条第1項中「名古屋市子ども適応相談センター」を「名古屋市教育支援センター」に、「不登校児を早期に学校へ登校させること」を「その社会的自立に資すること」に改め、同条第2項第1号中「不登校児」の次に「及びその保護者」を加え、「及び心理療法による治療」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の一部改正）

2 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（平成11年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「名古屋市子ども適応相談センター」を「名古屋市教育支援センター」に改める。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市子ども適応相談センターの名称を変更する等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

- 1 名古屋市教育支援センター条例
名古屋市子ども適応相談センター条例 (抜すい)

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162 号)

第30条の規定に基づき、次のように教育機関を設置する。

名称 名古屋市教育支援センター
名古屋市子ども適応相談センター

位置 名古屋市西区城西三丁目20番30号

(目的及び事業)

第 2 条 名古屋市教育支援センター
名古屋市子ども適応相談センター (以下「センター」という。) は、
心理的理由による不登校の児童及び生徒 (以下「不登校児」という。) の相
談及び指導を通じて、その社会的自立に資する
不登校児を早期に学校へ登校させることを目的とする。

2 センターは、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不登校児及びその保護者の教育相談及び心理療法による治療
(2) }
{ (略)
(4) }

2 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例 (抜すい)

(教育施設等の日照)

第 7 条 中高層建築物の建築主等は、当該中高層建築物の建築により、冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間において、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第 1 条に規定する学校 (幼稚園、小学校、中学校、義務

教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校に限る。）、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（主として外国人の幼児、児童、生徒等に対して幼稚園、小学校又は中学校に類する教育を行うものに限る。）、

名古屋市教育支援センター

名古屋市子ども適応相談センター又は児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（乳児院、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）に日影となる部分を生じさせる場合には、日影の影響について特に配慮し、当該中高層建築物の建築の計画について、当該施設の設置者と協議しなければならない。